

問市民課窓口担当 (☎ 594-5528)

マイナンバーカードがあれば

コンビニで **証明書** が取得  
できます!!

1

マイナンバーカードまたはスマートフォン用電子証明書搭載の携帯電話を持参し、お近くのコンビニへ。

2

店内の「マルチコピー機」で、下記の通り操作。

- 1 「行政サービス」を選択
- 2 同意事項に「同意する」を選択
- 3 「証明書交付サービス」を選択
- 4 暗証番号（4桁の数字）を入力
- 5 証明書の種別を選択
- 6 発行内容の確認
- 7 料金支払い
- 8 証明書印刷

詳細はデジタル庁ホームページへ▶



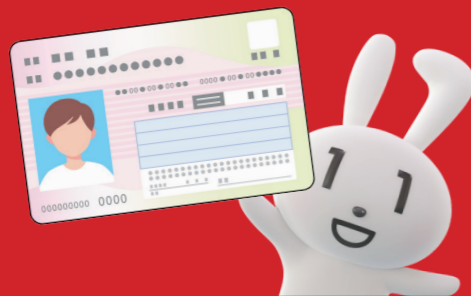
コンビニで取得できる証明書

住民票の写し	150円
印鑑登録証明書	150円
戸籍の附票	150円
課税証明書 (当該年度、前年度)	150円
戸籍謄抄本	450円

窓口で取得するより安価!

※取得できるのは、全国のセブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップの店舗です。

※取得できる時間は、6:00～23:00です。ただし、戸籍謄抄本は、平日9:00～17:00になります。また、いずれも年末年始、保守点検日を除きます。



各コンビニのマルチコピー機操作画面



令和8年度市税等の主な改正点

国民健康保険税制度の一部改正

- 1 子育て世帯への支援を目的とした「子ども・子育て支援金制度」が創設され、当該支援納付金分(子ども分)が新たに賦課
- 2 地方税法施行令の一部改正を踏まえ、医療分・支援分の限度額を改正

区分	医療分	支援分	介護分	子ども分	
所得割	令和7年中の所得に応じてかかる税率	7.3%	2.8%	2.2%	0.26%
均等割	加入者1人当たりの税額	38,900円	13,500円	16,100円	1,500円
18歳以上均等割	18歳以上加入者1人当たりの税額	-	-	-	100円
限度額	1年間の最高限度額	65万円 → 66万円	24万円 → 26万円	17万円	3万円

後期高齢者医療保険料率の改定

- 1 「子ども・子育て支援金制度」が創設され、当該支援納付金分(子ども分)が新たに賦課
- 2 2年ごとの従来の後期高齢者医療保険料率の改定

区分	基礎賦課分 (従来の保険料分)	子ども分	合計
所得割	9.03% → 9.49%	0.25%	9.74%
均等割	45,930円 → 52,370円	1,330円	53,700円
限度額	800,000円 → 850,000円	21,000円	871,000円

軽自動車税納税証明書 (継続検査用) の郵送廃止

軽自動車税納付確認システムの開始により、軽自動車税納税証明書 (継続検査用) は原則不要となったため、納付した人への証明書の郵送を廃止します。  
ただし、口座振替後1週間以内またはキャッシュレス決済後1か月程度以内に車検を受ける場合、システムで納付確認ができず車検を受けられないことがあります。その場合は、事前に税務課までお問い合わせください。車検が近く、納税証明書が必要な人はコンビニ等で納付し、領収書を保管してください。

ペイジーによる納付番号の入力方法が変更

令和8年度の納税通知書が順次発送されます。同封の納付書をペイジーで「納付番号を入力」して納付する場合は、下記のとおり入力してください。

- 市税を納付する場合 (国民健康保険税を除く)  
納付番号の最後に「00000000(0を8個)」を加え、20桁として入力
- 国民健康保険税を納付する場合  
納付番号の先頭に「0000000(0を7個)」加え、20桁として入力  
※令和7年度に発行された納付書は追加入力する必要はありません。

便利な口座振替・キャッシュレス納付をご利用ください  
取扱金融機関窓口・税務課で口座振替の登録ができ、一度登録すれば毎年継続します。「地方税お支払いサイト」やPayPay等のキャッシュレス決済アプリでも納付書下部のQRコードやバーコードを読み取ると納付できます。

令和8年度介護保険料決定の注意点

65歳以上の人 (第1号被保険者) の介護保険料は、基準額6万9,600円 (年額) をもとに、所得等に応じて13段階で決まります。令和7年度の税制改正 (給与所得控除等の見直し) により住民税が

非課税になる人が増えますが、令和8年度の介護保険料は、計画に基づき改正前の所得計算で決定します。「住民税は非課税なのに、保険料の通知は課税段階で届いた」という状況が起こり得ますが、これは令和8年度限りの計算上の調整です。

令和8年度の市税等の納期限 (普通徴収・振替日)

市税等は、納期限を過ぎて納付する場合、延滞金がかかります。必ず納期限内に納付しましょう。普通徴収とは、納付書や口座振替により納めるもの (給与や年金から徴収される「特別徴収」を除くもの) です。

	令和8年4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	令和9年1月期	2月期	3月期
市県民税 ※森林環境税を含む			1期 (前納1~4期) 6月30日		2期 8月31日		3期 11月2日			4期 2月1日		
固定資産税・都市計画税			1期 (前納1~4期) 6月1日		2期 7月31日				3期 12月25日		4期 3月1日	
軽自動車税			全期 6月1日									
国民健康保険税				1期 7月31日	2期 8月31日	3期 9月30日	4期 11月2日	5期 11月30日		6期 2月1日	7期 3月1日	8期 3月31日
介護保険料				1期 7月31日	2期 8月31日	3期 9月30日	4期 11月2日	5期 11月30日		6期 2月1日	7期 3月1日	8期 3月31日
後期高齢者医療保険料				1期 7月31日	2期 8月31日	3期 9月30日	4期 11月2日	5期 11月30日		6期 2月1日	7期 3月1日	8期 3月31日

※原則として月末が納期限になります。末日が土日にかかる場合は翌月1日または2日が納期限になりますが、引き落としは月末に行います。  
※市県民税と固定資産税・都市計画税は、前納 (その年度の第1期の振替日に1~4期分を全額振替すること) ができます。  
※残高不足等で振替できなかった場合は、1期は納付書納付、2期以降は期別にて振替になります。

問税務課市民税担当 (☎ 594-5518) ・ 固定資産税担当 (☎ 594-5519) ・ 納税担当 (☎ 594-5520)  
保険年金課国民健康保険担当 (☎ 594-5541) ・ 後期高齢者医療担当 (☎ 594-5542)  
高齢介護課介護担当 (☎ 594-5540)